

AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025年6月9日

重要経済安保情報保護活用法のガイドライン及びQ&Aの公表(2) —適合事業者編を中心として—

弁護士 松本 拓 /弁護士 鈴木 潤 /弁護士 石川 雅人

Contents

- I. はじめに
- II. 適合事業者向けガイドラインの位置づけ
- III. 重要経済安保情報の例示
- IV. セキュリティ・クリアランス(適合事業者／適性評価)の取得
 - 1. 適合事業者の認定取得
 - 2. 従業者による適性評価の認定の取得
- V. 重要経済安保情報の取扱い
- VI. 事故発生時の対応
- VII. 終わりに

I. はじめに

2025年5月2日、内閣府は、Webサイトにおいて、経済安全保障領域においてセキュリティ・クリアランス制度を創設する重要経済安保情報保護活用法¹(以下「本法」といいます)のガイドライン及びQ&A(以下「本ガイドライン等」といいます)を公表いたしました。弊所より5月9日付でお届けした「重要経済安保情報保護活用法のガイドライン及びQ&Aの公表」においては、本ガイドライン等の全体像をご紹介いたしましたが、本ニュースレターにおいては、本ガイドライン等のうち、「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(適合事業者編)」²(以下「適合事業者向けガイドライン」といいます)を中心に、企業の目線から詳細を掘り下げてご紹介いたします。

なお、本ガイドライン等に関しては、今後、人事労務上の論点に照準を絞ったニュースレターをお届けする予定です。

¹ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)

https://laws.e-gov.go.jp/law/506AC000000027/20250516_0000000000000000

² https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/jigousyagi.pdf

II. 適合事業者向けガイドラインの位置づけ

適合事業者向けガイドラインそれ自体は法令ではなく、適合事業者の認定に関し、本法やその運用基準である「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」³（以下「運用基準」といいます）を補足する資料（「適合事業者の認定を受けるために必要なことに関する補足的事項及び適合事業者の認定を受けて重要経済安保情報を取り扱うに当たっての補足的事項」を定めたもの）と位置付けられています（適合事業者向けガイドライン1頁）。もっとも、後述のように、適合事業者の認定申請過程においては、重要経済安保情報の保護に関する社内規程（以下「規程」といいます）を策定することが求められており、また、適合事業者の認定を受けた後には、重要経済安保情報の提供元となる行政機関との間で契約（以下「契約」といいます）を締結することが求められています。規程は社内規則として企業を内部から拘束し、また、契約は行政機関との関係において企業を外部から拘束するところ、規程及び契約には、適合事業者向けガイドラインの内容の多くが、適合事業者に認定された企業に課される義務として規定されています。このように、適合事業者向けガイドラインの内容のうち、規程や契約に裏付けられた事項は、企業に対して法的な拘束力を有するため、注意が必要です。

III. 重要経済安保情報の例示

内閣府は、運用基準案のパブリック・コメントに際して、重要経済安保情報として指定される情報の内容を、ガイドラインや Q&A で具体化に努めていく予定としていました⁴。今般、本ガイドライン等のうち、「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（行政機関編）」（以下「行政機関向けガイドライン」といいます）において、運用基準に定められた情報類型の細目ごとに具体的な情報の例が挙げられたため、本稿でもご紹介いたします。もっとも、以下のとおり、今般挙げられた例は引き続き抽象度の高いものにとどまっており、多くの企業が期待していたような、適合事業者の認定取得に向けた準備を具体的に進めるかどうかを判断する目的で参照するものとしては、必ずしも十分とは言えない面があります。

【基幹インフラ役務の提供体制に特化した情報の例】

運用基準における細目	行政機関向けガイドラインで示された情報の具体例
基幹インフラ役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置（運用基準5～7頁のうち、1号①ア）	<ul style="list-style-type: none">① 経済安保推進法⁵上の基幹インフラ審査に関連する情報の中で、漏えいした場合に、外部主体により対抗措置が取られる等のおそれのある情報② 行政機関が行う事業者の施設・設備等の物理的な警護措置や、事業者の施設・設備等を狙ったサイバー攻撃に対する事業者の防護措置を行政機関が支援する措置、基幹インフラ役務を提供する行政機関自身の施設・設備等に対するサイバー攻撃への防護措置の詳細に関する情報
基幹インフラ役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の	<ul style="list-style-type: none">① 外為法の対内直接投資審査において、行政機関の審査の判断に用いる情報② 行政機関が主導して行う技術流出防止措置をはじめとした我が国が優

³『重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準』
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

⁴『「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準案」に対する意見募集の結果』のうち、項目 36

⁵ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）
https://laws.e-gov.go.jp/law/504AC0000000043/20250601_504AC0000000068

役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置(運用基準5～7頁のうち、1号①イ)	位性を持つ技術の保護措置の詳細に関する情報
基幹インフラ役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報(運用基準5～7頁のうち、2号①ア a)	<p>① 行政機関が自ら保有するシステムのサイバーセキュリティ上の脆弱性に関する情報</p> <p>② 基幹インフラ役務を提供する事業者の施設・設備等の物理的又はサイバーセキュリティ上の脆弱性のうち事業者が認知していないものについて行政機関が立入検査や政策上の支援の過程で発見したものに関する情報</p>
基幹インフラ役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報(運用基準5～7頁のうち、2号①ア b)	行政機関が、基幹インフラ役務を提供する特定の事業者に関して認知した技術流出の懸念に関する情報

【重要物資のサプライチェーンに特化した情報の例】

運用基準における細目	行政機関向けガイドラインで示された情報の具体例
外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置(運用基準5～7頁のうち、1号②ア)	<p>① 外交的手段のほか、重要物資の代替供給源を開発する、国内生産を促進する、備蓄を行う等の政策を推進するに当たっての状況分析や政策判断に関する情報</p> <p>② 重要物資を供給する国内産業基盤を保護する政策を推進するに当たっての状況分析や政策判断に関する情報</p>
重要物資のサプライチェーンに関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置(運用基準5～7頁のうち、1号②イ)	重要物資のサプライチェーンに関わる事業者の施設・設備等を狙ったサイバー攻撃に対する事業者の防護措置を行政機関が支援する措置の詳細に関する情報
重要物資のサプライチェーンに関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置(運用基準5～7頁のうち、1号②ウ)	<p>① 外為法の対内直接投資審査制度における審査の判断に用いる情報</p> <p>② 行政機関が主導して行う技術保護措置等の詳細に関する情報</p>
重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報(運用基準5～7頁のうち、2号①ア a)	行政機関が重要物資のサプライチェーン構成等の詳細の調査・分析を通じて認知した、特定の重要物資に供給途絶につながる脆弱性があることに関する情報

重要物資のサプライチェーンに関する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報(運用基準5~7頁のうち、2号①イ b)	行政機関が自ら又は新たに認知した、重要物資のサプライチェーンに関する事業者又は行政機関の施設・設備等の物理面・サイバーセキュリティ上の脆弱性に関する情報
重要物資のサプライチェーンに関する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報(運用基準5~7頁のうち、2号①イ c)	行政機関が認知した、重要物資のサプライチェーンに関する特定の事業者に関する技術流出の懸念に関する情報

【基幹インフラ役務と重要物資のサプライチェーンの双方(重要経済基盤)に関する情報の例】

運用基準における細目	行政機関向けガイドラインで示された情報の具体例
重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報(運用基準5~7頁のうち、2号②ア)	重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供された重要経済安保情報に相当する情報
重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野(これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。)に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報(運用基準5~7頁のうち、2号②イ)	行政機関が我が国が技術優位性を持つ分野やこれから技術優位性を確保しようとする分野を特定し、それら分野の強化・育成や技術流出防止等の政策を企画立案する際に収集し、分析する様々な革新的技術の内容や当該技術の応用可能性等に関する情報 ※行政機関が自ら分析し、又は企画立案を加えることで生成した情報や本法10条2項に基づき、国が適合事業者に委託して特定の技術を研究開発させ、保有させる場合が該当 ※民間企業や研究機関が独自に保有している技術情報そのものは非該当
重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報(運用基準5~7頁のうち、2号②ウ)	基幹インフラ役務の提供や重要物資のサプライチェーンを支える施設・設備等を防護するための革新的なサイバーセキュリティ技術に関する情報 ※行政機関が自ら分析し、又は企画立案を加えることで生成した情報や本法10条2項に基づき、国が適合事業者に委託して特定の技術を研究開発させ、保有させる場合が該当 ※民間企業や研究機関が独自に保有している技術情報そのものは非該当
その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの(運用基準5~7頁のうち、2号③)	行政機関が重要経済基盤に関して収集・分析した国際情勢や、我が国を標的とする外部の脅威主体の動向などの情報
外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護	外国の政府又は国際機関から提供された、1号(外部から行われる行為から重要経済基盤を保護する措置)の重要経済安保情報に相当する情報

措置に相当する措置が講じられている情報(当該情報を分析して得られた情報を含む。)(運用基準5~7頁のうち、3号)	
運用基準5~7頁のうち2号及び3号に掲げる情報の収集整理又はその能力に関する情報(運用基準5~7頁のうち、4号)	我が国政府が、2号(重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの)及び3号(外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報)に関して行う情報収集活動について、収集対象となる情報の内容や収集の手段などの情報

IV. セキュリティ・クリアランス(適合事業者／適性評価)の取得

1. 適合事業者の認定取得

(1) 事前準備

適合事業者向けガイドラインにおいては、企業が適合事業者の認定を受けるに当たって行うべき事項が時系列で示されており、具体的には、(1)認定申請に当たっての事前準備、(2)適合事業者の認定申請、(3)認定後の契約締結の3つのステップが挙げられています。これらのうち、企業においてとりわけ対応を要するのは、本項で解説する(1)認定申請に当たっての事前準備です。適合事業者向けガイドラインは、事前準備の具体的な内容として、①規程の策定、②内部のガバナンス体制の確立、③教育資料の作成と教育の実施、④施設設備の整備の4項目を挙げています。

ア 規程の策定

適合事業者の認定基準は、規程が整備されていること、並びに、当該規程に従って重要経済安保情報を適切に保護することができると認められることの2つとされており(重要経済安保情報保護活用法施行令16条1項)、規程の整備は適合事業者の認定において中核的な要素と言えます。

内閣府が従前より予告してきたとおり、適合事業者向けガイドラインには規程の雛形(以下「規程雛形」といいます)が添付されており、規程は当該雛形を参考にしつつ、策定するものとされています。もっとも、規程雛形は重要経済安保情報の保護のみに特化した内容に落ち着いたため、実務上は、企業としては規程雛形をそのままの形で採用して、規程とすることが簡便と考えられます(実際にも、規程雛形の内容を変更する場合には、重要経済安保情報の提供元となる行政機関との間での協議が必要とされています)。

適合事業者向けガイドラインは、適合事業者の申請に先駆けて、規程を社内で実際に発効させることまでは不要とする一方、規程案がほぼ原案のとおりに内部決裁を終えられるような状態にあることを求めています。したがいまして、実際上は、企業としては、申請に先駆けて、規程の社内決裁までは終わらせておく必要があると考えられます。なお、適合事業者向けガイドラインは、規程にかかる決裁レイヤーについて、取締役会のレベルで決定することが望ましいとしている点には、留意が必要です。

イ 内部のガバナンス体制の確立

運用基準は、適合事業者の認定における考慮要素の一部として、「事業者における株主や役員の状況に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか」、「保護責任者または業務管理者として指名される者が、業務を適切に行うために必要な知識を有しており、その職責を全うできる地位にあると認められるかどうか」を挙げています。当該考慮要素に対応する事前準備事項として、適合事業者向けガイドラインは「内部のガ

バランス体制の確立」、すなわち「意思決定に関する外国からの所有、支配又は影響の把握」と「保護責任者や業務管理者の選定」の2つを挙げています。

これらのうち、前者の「意思決定に関する外国からの所有、支配又は影響の把握」は、適合事業者認定申請書の記載事項となっている、(A)「申請事業者の議決権の5%超を直接に保有する者」に関する情報、(B)申請事業者の役員の氏名・国籍・帰化歴の有無、(C)外国との取引に係る売上高の割合に関する情報について、企業内部で把握できるようすることを求めるものです。(A)に関して、「議決権の 5%を直接に保有する者」が信託口である場合には、行政機関より、信託先に対して資産管理を委託している実質的な株主に関する情報の提出も求められると明記されている点については、とりわけ留意が必要です。

他方、後者の「保護責任者や業務管理者の選定」は、適合事業者認定申請書の記載事項となっている、保護責任者及び業務管理者について、企業内部で選定することを求めるものです。従前、保護責任者や業務管理者としてどのような者を指定すべきかの基準は明確にされていませんでしたが、適合事業者ガイドラインは、以下のとおり一定の例を挙げており、保護責任者や業務管理者の指定に当たっては、こうした例を参照しながら、各企業の個々の実情も踏まえて、適任者を選ぶ必要があると考えられます。なお、保護責任者や業務管理者は、自身が重要経済安保情報を取り扱わない限りは、必ずしも適性評価を取得する必要はないとされています。

	職務内容	所属部門	職位	選任手続
保護責任者	申請事業者における重要経済安保情報の保護に係る全般的な指導及び監督を行い、申請事業者における重要経済安保情報の取扱いの責任を負う	通常は社内を束ねる総務や経営企画等に所属する者又はそれらの部門を統括する者	(株式会社の場合)通常取締役や執行役クラスが想定され、最低限執行役員以上	例えば、指名に当たっては取締役会による決定を要するなど、然るべき内部手続が必要
業務管理者	重要経済安保情報を取り扱うことになる場所において、当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理し、その取扱いの責任を負う	—	部長職や課長職相当の者の者が適當	例えば、保護責任者が担当部門の長と協議して決定するなど、然るべきレベルでの意思決定が必要

ウ 教育資料の作成と教育の実施

運用基準は、適合事業者の認定における考慮要素の一つとして、「(従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育の実施内容及び方法が)従業者にとって重要経済安保情報を保護するために必要な知識を的確に習得できる内容となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているかどうか。」を挙げています。当該考慮要素に対応する事前準備事項として、適合事業者向けガイドラインは、「教育資料の作成」と「教育の実施」を求めています。

これらのうち、前者の「教育資料の作成」に関して、適合事業者向けガイドラインには教育資料の雛形(以下「教育資料雛形」といいます)が添付されています。もっとも、同ガイドラインは、教育資料雛形はあくまでも「最低限盛り込むべきと考える内容」を定めたものにとどまるとしており、実際の教育資料は、企業の内部の実務を適切に解説した内容になるよう、企業側で作成する必要があるとしています。教育資料は適合事業者認定申請書に添付して提出する必要があるため、企業においては、適合事業者の審査に耐えうるレベルの教育資料を適切に整備する必要があります。

他方、後者の「教育の実施」に関して、適合事業者向けガイドラインは、①新たに重要経済安保情報を取り扱う予定の者については、実際の取扱い前に、また、②保護責任者、業務管理者及び重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行っている従業者に対しては、少なくとも年1回、上記で整備した教育資料を用いた教育を実施することを求めています。教育の実施主体は、保護責任者とされていますが、適合事業者認定申請書のフォーマットが教育実施者を列挙する体裁となっていることに鑑みれば、保護責任者自らが教育を実施する必要はなく、第三者に教育の実施を委ねることも可能と考えられます。その際、申請書のフォーマット上、特定秘密の保全業務の経験や保全教育の受講実績について特記することが求められていることからすると、当該第三者が特定秘密保護法に基づくセキュリティ・クリアランスを保有し、情報保全教育の受講実績や情報保全業務の経験等がある場合には、教育実施者として適切との判断を得やすいものと考えられます。

工 施設設備の整備

運用基準は、適合事業者の認定における考慮要素の一つとして、「現地で実際に確認した上で、重要経済安保情報の保護のために設置されることになる施設設備が、重要経済安保情報を保護するための必要な機能及び構造を有し、立入りの制限や持込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか。」を挙げています。当該考慮要素に対応する事前準備事項として、適合事業者向けガイドラインは、「重要経済安保情報を取り扱う場所において必要な施設設備が整備されていること」(以下、重要経済安保情報を取り扱う場所を「重要経済安保情報取扱区画」といいます)、並びに、「重要経済安保情報取扱区画に、立入制限や機器持込制限等のルールが策定され適切に運用されていること」を求めています。

これらのうち、前者の「重要経済安保情報取扱区画において必要な施設設備が整備されていること」に関して、適合事業者向けガイドラインは、整備すべき施設設備の例を詳細に示しています。こうした施設設備の例は、運用基準案と共にパブリック・コメントに付された「運用基準の補足として今後定めていくもの」(以下「補足資料」といいます)の中でも挙げられていましたが、補足資料と適合事業者向けガイドラインとでは記載ぶりに相違があり、適合事業者向けガイドラインの下では、例示されたものと異なる施設設備を採用する余地が狭められているおそれがあります。

類型	整備すべき施設設備の例
① 重要経済安保情報取扱区画	(社屋への入場制限) <ul style="list-style-type: none">・重要経済安保情報取扱区画を含む社屋への入場時に、適合事業者の従業者以外の者の入場を制限(例えば、職員証による認証)・入場制限がない場合には、当該社屋または社屋が含まれる敷地全体の周囲を金網等で囲んだ上で、審査行政機関において適切と認める措置を講じる(入退管理システムの構築など) (天井、壁、床) <ul style="list-style-type: none">・鉄筋コンクリート又は頑丈な不燃性の資材を使用 (出入口) <ul style="list-style-type: none">・原則一か所。やむを得ず複数設ける場合は、各出入口が不用意に開閉可能とならない措置。・緊急時における照明の確保(出入口の扉上部に常夜灯を設置するなど) (扉及び錠) <ul style="list-style-type: none">・出入り口の扉に容易に侵入できない施錠設備を採用(容易に開錠が困難な鍵や、職員証による認証又は生体認証による開錠装置など)・やむを得ず通常の鍵とする場合には、審査行政機関が適切と認める措置を講じる(不適切な侵入を検知し、警備室等に自動連絡する装置(停電時でも作動するもの)の設置など) (窓) <ul style="list-style-type: none">・窓がない部屋を推奨

	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が設置されている場合には、窓の強度を確保。容易に破壊・侵入されない措置も講じる(社屋における警戒装置を含む)。 ・外部から容易に盗み見られることがないよう、審査行政機関において適切と認める遮蔽措置を講じる(ブラインドを常時閉めるなど)。 <p>(開口部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダクト、通風調整装置、天窓、下水溝、トンネル等の開口部に、不法侵入、盗見、盗聴のおそれがある場合には、審査行政機関において適切と認める措置を講じる(金網や鉄格子を取り付けるなど)
② 保管容器	施錠可能で十分な強度を有する審査行政機関が適切と認める保管庫を設置(三段式文字盤鍵のかかる金庫または鋼鉄製の箱など)
③ 保護のための施設設備	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口を開けた際に、重要経済安保情報取扱区画外にいる者が区画内部の様子を見ることができないよう、必要に応じ間仕切りを設置する等の措置を講じる。 ・重要経済安保情報取扱区画内において、重要経済安保情報を記録した文書等の廃棄を行うことが想定される場合には、裁断後の復元が困難な裁断機として審査行政機関が適切と認めるものを設置(クロスカット裁断など) ・重要経済安保情報取扱区画内に、適性評価を受けていない者や、適性評価の認定を取得しているが一部の重要経済安保情報について取扱者の指定がなされていない者がいる場合には、従業者が取扱い可能な重要経済安保情報以外の重要経済安保情報を知覚することがないよう、審査行政機関において適切と認める措置を講じる(間仕切りを設置するなど)。
④ 電子計算機の使用の制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要経済安保情報を電子データの形で取り扱うことが想定されている場合、当該情報を取り扱う設備として、生体認証等により当該重要経済安保情報の取扱いを認められた者のみがアクセス可能となるようアクセス制限を講じたスタンドアローン又はインターネットに接続していない電子計算機が設置されていること ・当該電子計算機について、適合事業者が定める情報セキュリティポリシーに厳格に従った最新のサイバーセキュリティ措置が取られていること

他方、後者の「重要経済安保情報取扱区画に、立入制限や機器持込制限等のルールが策定され適切に運用されていること」に関して、適合事業者向けガイドラインは、後述の規程に定めた上で、適切に運用することを求めています。規程離形上では、以下の第28条(立入制限)、第29条(機器持ち込み禁止)がこれに該当すると考えられます。

- | |
|---|
| ① 重要経済安保情報取扱区画の入り口に立入禁止の掲示を施すと共に(規程28条1項、契約19条1項)、取扱者以外の者を立ち入らせないこと(規程28条2項、契約19条1項) |
| ② 重要経済安保情報取扱区画の入り口にスマートフォンなどの携帯型情報通信機器や録音機・ビデオカメラ等の記録機器の持ち込み禁止の掲示を施すと共に(規程29条1項、契約20条2項)、かかる機器を持ち込ませないこと(規程29条2項、契約20条1項) |

(2) 適合事業者認定申請書の提出

適合事業者の認定申請を行うに当たっては、重要経済安保情報の提供元となる行政機関に対し、認定申請書を提出する必要があります(運用基準35頁)。認定申請書のフォーマットは、運用基準に添付される形で既に公表されていましたが、今般、適合事業者向けガイドラインにおいて、申請書に併せて提出する添付資料の具体的な内容が明らかとなりました。その中には、前述の規程や教育資料の他、申請日の以前6か月以内の株主名簿、役員や保護責任者、業務管理者の戸籍抄本(日本国籍の場合)または旅券の写し(外国籍の場合)、施設設備のカタログ情報等が含まれています。

(3) 契約の締結

適合事業者の認定を受けると、企業は、重要経済安保情報の提供元となる行政機関との間で契約を締結します。

適合事業者向けガイドラインには当該契約の雛形が添付されており、その内容として保護責任者及び業務管理者の責務、教育の実施等の他、後述の適性評価の手続や文書等の接受・取扱いに関する事項等が含まれています。こうした内容は多くの部分において規程雛形と共に通しているところ、規程と契約のそれぞれで共通の事項を定めるのは、規程の整備を通じて企業の内部において体制整備を促す一方で、契約の締結を通じて企業の外部から体制整備を義務付け、重要経済安保情報の保護を二重に担保させる趣旨と考えられます。このように、規程雛形と契約は対になる関係にあるため、適合事業者の認定申請の過程において規程雛形を修正した場合(前述のとおり、行政機関との協議が必要となります)、場合によっては、契約雛形の修正も必要となりうることに注意が必要です。

2. 従業者による適性評価の認定の取得

適合事業者向けガイドラインにおいては、企業が従業者に適性評価の認定を取得させるに当たって行うべき事項が時系列で示されており、具体的には、(1)適性評価を受ける候補者の選定、(2)適性評価の実施、(3)適性評価者名簿の整備が挙げられています。これらに加えて、適性評価の過程において留意すべきその他の事項として、(4)適性評価に関する個人情報等の管理、(5)従業者が派遣労働者である場合の取扱いについても、説明がなされています。

従業者による適性評価の認定の取得に関しては、多くの場面において労働法制との関係が議論されていますが、本稿冒頭においても述べたとおり、人事労務上の論点に関しては、弊所より別途ニュースレターを配信する予定です。

(1) 適性評価を受ける候補者の選定

適合事業者に認定された企業は、従業者に適性評価を受けさせるに当たって、①適性評価を受けさせる従業者(以下「候補者」といいます)の選定、②候補者に対する説明及び名簿掲載への同意の取得、③重要経済安保情報の提供元の行政機関への名簿提出を実施する必要があります。

ア 候補者の選定

企業は、候補者として「重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」(法12条)を特定する必要があります。運用基準は、「取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」には、「直ちに取扱いの業務を行うべき個別具体的の必要性が生じている状況のほか、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う具体的な蓋然性が認められる状況も含む」(運用基準19頁)としており、適合事業者向けガイドラインは更に具体的に、「当該事業者において、当該行政機関が管理する重要経済安保情報の取扱いの業務を行っていないかった者で、人事異動や担務変更により、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった者が該当する」(適合事業者向けガイドライン11頁)としています。これらを踏まえると、従前、重要経済安保情報の取扱いが行われてきたようなポストに異動する者や同ポストの業務を新たに担当することとなった者は、「取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者」に該当すると考えられます(重要経済安保情報保護活用諮詢会議第2回)。また、「重要経済安保情報を取り扱うという条件で採用されることになる求職者」も候補者とすることが可能です(適合事業者向けガイドライン13頁)。こうした候補者は、必要最低限の範囲に留めることができます(規程14条2項)。

なお、適合事業者向けガイドラインは、重要経済安保情報取扱区画に立ち入らずに行う警備事務や、重要経済安保情報の取扱いの適性が認められた者の立ち合いの下、重要経済安保情報が保管された区画に立ち入って実施する清掃業務は、重要経済安保情報を認知しない態様で行われるため、「取扱いの業務」に当たらないとしており、こうした業務を行うに当たって、適性評価を取得することは不要です(適合事業者向けガイドライン14頁)。

イ 候補者に対する説明及び名簿掲載への同意の取得

企業は、候補者を選定した後、当該候補者に対して、適性評価の概要やプロセスなどを説明し、候補者名簿に掲載することの同意を取得する必要があります。適合事業者向けガイドラインは、説明の主体として、候補者の直属の上司等各事業者において適切と思われる者を挙げています(但し、上司等が候補者のプライバシーを侵害することのないよう徹底することが前提となり、そのための上司等の留意事項が教育資料雑形の34頁で整理されています)。また、説明に当たって用いる資料及び同意書の雑形は、適合事業者向けガイドラインに別添4として添付されています。

候補者より同意を取得できた場合には、企業は候補者より必要情報を聴取した上で、候補者名簿を作成します。候補者名簿の雑形は、規程に様式1として別添されています。なお、候補者名簿は、個人情報であると共に機微な情報であることから、企業内においても、業務の遂行上真に必要とされる者の間だけで厳重に管理することが求められています(適合事業者向けガイドライン15頁)。

ウ 重要経済安保情報の提供元の行政機関への名簿提出

企業は、候補者名簿の作成後、当該名簿を重要経済安保情報の提供元の行政機関へと提出します。行政機関は、候補者名簿に掲載された候補者が、「重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行なうことが見込まれることとなった者」に該当するかどうかを改めて判断し、該当するものと認められた場合には、当該適性評価の対象者(以下「評価対象者」といいます)に対し、適性評価に関する告知書及び適性評価を受けることの同意書を送付します。評価対象者が同意書を提出すると、調査機関(内閣府)より、質問票が送付され、適性評価の調査が開始されます。

(2) 適性評価の実施

適性評価の調査及び評価の手続は、評価対象者と内閣府及び重要経済安保情報の提供元となる行政機関の間で実施されるため、企業自身が行うべき事項は基本的にありません。もっとも、適性評価の調査の過程において、評価対象者の上司等への裏取りは実施されることとなっているため、評価対象者の上司等に、合理的な範囲で調査に協力するよう十分に説明することが必要とされています(適合事業者向けガイドライン16頁、教育資料雑形34頁)。

(3) 適性評価者名簿の整理

適性評価の結果は、従業者本人のみならず、企業に対しても通知されます。企業は、適性があると認められた従業者を一覧にした名簿(以下「適性評価者名簿」といいます)を作成する必要があり(規程17条1項及び契約8条1項)、少なくとも年に1回当該名簿を点検し、退職などにより従業者でなくなった者を削除するなど適切な管理を行うことが必要です(契約8条2項)。但し、同名簿を、行政機関に対して提出する必要はありません。適性評価者名簿は、候補者名簿と同様、企業内において業務の遂行上真に必要とされる者以外の者に共有してはならないとされています(規程17条3項)。

(4) 適性評価に関する個人情報等の管理

従業者による適性評価の認定の取得のプロセスにおいて、企業は、適性評価に関する個人情報(候補者が候補者名簿への掲載に同意しなかったこと、適性評価対象者が適性評価の実施に同意しなかったこと、適性評価の結果の通知を受けていないこと、適性評価の結果等)を取り扱うこととなります。こうした個人情報について個人情報保護法に基づいた管理を行う必要があることは当然ですが、更に、運用基準はかかる個人情報を重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならないと定めており(運用基準31頁)、これを受け、規程 20 条及び契約11条は、その旨の条項を設けています。運用基準や適合事業者向けガイドライン等に挙げられた目的外利用に関する具体例は、以下のとおりです。

類型	具体例
目的外利用に該当する場合	<p>① 適性評価の結果を考慮して、解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進若しくは昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと、又は専ら雑務に従事させるなど就業環境を害すること(運用基準31頁)</p> <p>② 企業が営業目的で第三者に従業員の適性評価の結果を示して回ること(2024年3月22日衆議院内閣委員会高市早苗国務大臣答弁)</p>
目的外利用に該当しない場合	<p>① 適性があるとは認められなかった者について、予定していた重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせないこと(適合事業者向けガイドライン18頁)</p> <p>② 適合事業者において、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる前提で採用又は採用内定した場合において、当該者につき適性があるとは認められなかった場合に、当該者の採用や採用内定の取消をすること(但し、最終的に当該取消が可能であるか否かは、労働法制との関係において、司法において個別具体的に判断)(適合事業者向けガイドライン18頁)</p> <p>③ 適合事業者において、適性があると認められた者を対象に手当を支給すること(但し、重要経済安保情報の取扱いの業務の難易度とそれに対する遂行能力、当該業務を遂行する上で当該従業者が負う業務上の責任などを全体として評価した結果であり、適性があると認められた事実そのものが評価対象ではないことが前提)(適合事業者向けガイドライン18頁)</p>
個別具体的な判断に委ねられる場合	外国の政府と共同で実施するプロジェクト等において、重要経済安保情報の取扱いが想定されるため、その対象者を相互に確認する観点から、行政機関が、外国の政府に、適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者の氏名を伝達すること(運用基準31頁)

(5) 従業者が派遣労働者である場合の取扱い

適合事業者である企業に派遣されている派遣労働者は、本法との関係では、適合事業者の「従業者」と位置付けられます(適合事業者向けガイドライン13頁及び19頁)。かかる解釈を踏まえ、派遣労働者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする場合には、派遣元の企業と派遣先の適合事業者との関係において、労働法制との関係から、様々な調整が必要となります。

V. 重要経済安保情報の取扱い

適合事業者向けガイドラインは、セキュリティ・クリアランス(企業の適合事業者の認定及び従業者の適性評価の認定)を取得した後の重要経済安保情報の取扱いに関しても、非常に詳細な規定を設けています。本稿においては、(1)取扱者の選定及び取扱者名簿の整備、(2)文書等の接受、(3)文書等の取扱い、(4)文書等の返却・廃棄に分類して、解説します。

1. 取扱者の選定及び取扱者名簿の整備

適合事業者向けガイドラインは、適性評価の認定の取得者であっても、従事している業務の実態に照らして、必要なない重要経済安保情報を取り扱ってはならないとします。こうした原則の下、適合事業者向けガイドラインは、①契約において、重要経済安保情報を取り扱える部署を限定した上で(契約16条2項)、②当該部署内で、行政機関から提供された個々の重要経済安保情報ごとに適性評価の認定の取得者の中から当該情報を実際に取り扱うことになる者(以下「取扱者」といいます)を更に絞り込み、③取扱者名簿に整理することを求めています。適性評価者名簿の場合とは異なり、取扱者名簿は、実際に重要経済安保情報の取扱いを行う前に、行政機関に提出し、行政機関からの承認を受けることが必

要です(規程25条1項、契約17条1項)。取扱者名簿は、候補者名簿や適性評価者名簿と同様、企業内において業務の遂行上真に必要とされる者以外の者に共有してはならないとされています(規程25条4項)。

2. 文書等の接受

行政機関から重要経済安保情報文書等(重要経済安保情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は重要経済安保情報を化体する物件)を受ける際には、保護責任者または保護責任者から指名された者であり、且つ、適性評価の認定を取得した者が行わなければなりません(規程31条1項、契約23条)。前述のとおり、保護責任者は、自身が重要経済安保情報を取り扱わない限り、必ずしも適性評価の認定を取得する必要はないとされているため、保護責任者が適性評価の認定を取得していない場合には、適性評価の認定の取得者を指名して受取に当たせる必要があると考えられます。

3. 文書等の取扱い

行政機関より受領した重要経済安保情報文書等に関しては、その取扱いにも厳格なルールが定められています。その主な内容は、以下のとおりです。

類型	取扱いに当たって求められる主な事項
文書等の保管・管理	<ul style="list-style-type: none">① 重要経済安保情報文書等は、重要経済安保情報取扱区画内において、適合事業者認定申請時に承認された保管容器の中で保管すること(規程32条1項、契約24条1項)② 重要経済安保情報文書等が電子データの形で提供された場合には、当該データが保存されたメディアに暗号化措置を施した上で、上記保管容器内で保管すること(規程32条4項、1項、契約24条3項、1項)③ 重要経済安保情報文書等を取り扱う電子計算機は、重要経済安保情報取扱区画内に設置した上で、ワイヤで固定する等の措置を講じること(規程32条2項、契約24条2項)
文書等の閲覧	<ul style="list-style-type: none">① 筆記の禁止等の措置を講じること(規程34条2項、契約30条1項)② 重要経済安保情報取扱区画以外の場所で閲覧させないこと(規程34条1項、契約30条2項)
情報の伝達	<ul style="list-style-type: none">① 筆記や録音の禁止等の措置を講じること(規程35条3項、契約31条1項)② 重要経済安保情報取扱区画以外の場所で伝達させないこと(規程35条2項、契約31条2項)③ 伝達を電話の他、電子メール、FAX、ストレージサービス等のインターネットを介したもので実施しないこと(規程35条1項、契約31条3項)
文書等の複製・作成	<ul style="list-style-type: none">① 複製や重要経済安保情報を記録する文書等の新たな作成は原則禁止。行政機関からの許可を得た場合には可能だが(規程36条1項、契約32条1項)、複製・作成に当たっては行政機関の立ち合いが必要(規程36条3項、契約32条2項)。② 複製・作成した文書等には、「重要経済安保情報」の表示が必要(規程37条1項、契約33条1項)
文書等の運搬	<ul style="list-style-type: none">① 外部から内側を視認することができない施錠のできる運搬容器を用いて、2名以上の者で携行すること(規程33条1項)。携行者は、取扱者の中から指名すること(契約26条1項)。

	<ul style="list-style-type: none"> ② 運搬に当たっては、文書等の授受を明確にするために送付書・受領書を用い、受領書に運搬先の受領者印を微収すること(規程33条3項) ③ 運搬を行った際は、受領書の写しを添えて、行政機関に報告すること(規程33条4項) ④ 運搬に伴って、重要経済安保情報取扱区画や保管容器が変更となる場合には、事前に行政機関の承認を得ること(規程13条、契約4条1項)。また、後記の保管簿の記載も修正すること(規程33条5項)。
記録簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> ① 重要経済安保情報文書等を接受・保管・管理を記録するため、重要経済安保情報文書等保管簿を作成すること(規程31条2項) ② 重要経済安保情報文書等の複製又は作成を記録するため、重要経済安保情報文書等作成記録簿を作成すること(規程36条4項) ③ 重要経済安保情報の閲覧や閲覧のための一時的な持ち出しを管理するため重要経済安保情報文書等閲覧簿を作成すること(規程34条3項) ④ 重要経済安保情報取扱区画への立入を管理するため、立入記録簿を作成すること(規程28条5項)

なお、企業は、毎年1回以上、重要経済安保情報取扱区画ごとに、重要経済安保情報文書等の保管状況を検査し、その結果を行政機関の報告するものとされています(規程42条1項、契約38条1項)。

4. 文書等の返却・廃棄

企業は、行政機関から返却の指示があった場合には、重要経済安保情報文書等を返却しなければなりません(規程45条2項、契約39条)。

重要経済安保情報文書等の廃棄は、原則として行政機関から特に指示があった場合にのみ認められています(規程46条1項、契約40条1項)。重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態においては、漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認める場合には、廃棄することが認められていますが(規程47条1項、契約41条1項)、その場合でも、その暇がない場合等を除き、行政機関の承認を得る必要があります(規程47条2項、規程41条2項)。

VI. 事故発生時の対応

重要経済安保情報文書等が紛失した場合、漏えい若しくは破壊された場合又はそれらの疑いがある場合(以下「事故等」といいます)には、以下の対応が求められます(規程48条、契約42条)。

(事故等の発生後直ちに実施すべき事項)
<ul style="list-style-type: none"> ① 適切な処置の実施 ② 保護責任者または業務管理者への報告
(保護責任者等が、事故等の報告を受けた後直ちに実施すべき事項)
<ul style="list-style-type: none"> ① 報告にかかる事実の調査の実施 ② 事故等の拡大防止に必要な措置の実施 ③ 行政機関に対する、把握し得る全ての内容の報告
(保護責任者等が、事故等の報告を受けた後速やかに実施すべき事項)
<ul style="list-style-type: none"> ① 行政機関に対する、事故等の詳細の報告
(保護責任者等が、行政機関への報告後、遅滞なく実施すべき事項)

① 行政機関に対する、調査結果に所見及び対策を添えた調査報告書の提出

VII. 終わりに

以上のとおり、適合事業者向けガイドラインにおいては、これまで企業の関心が集中してきたセキュリティ・クリアランスの取得(適合事業者／適性評価)から、セキュリティ・クリアランス取得後の重要経済安保情報の取扱いに至るまで詳細な指針が示されており、企業が今後何を行わなければならないのかをイメージする上で大変有用なものになっています。他方で、個々の企業の具体的な事情を踏まえたとき、本ガイドラインに示された事項をそのまま採用することが困難であったり、また、重要経済安保情報の保護及び活用のために不適切である場合があることも否定できず、弊所においても実際のご相談の中でこういった状況を経験しているところです。

企業としては、仮に現時点でセキュリティ・クリアランスの取得が喫緊の課題となっていない場合であっても、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、自社の具体的な事情の下で何が対応可能であり、何の対応に課題があるのかの整理を行っていくことが重要と考えられます。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [松本 拓](mailto:taku.matsumoto@amt-law.com) (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 [鈴木 潤](mailto:jun.suzuki@amt-law.com) (jun.suzuki@amt-law.com)
弁護士 [石川 雅人](mailto:masato.ishikawa@amt-law.com) (masato.ishikawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。